

令和6年（ネオ）第75号 上告提起事件  
令和6年（ネ受）第88号 上告受理申立事件  
上告人兼上告受理申立人 宗像充外10名  
被上告人兼相手方 国

理由要旨（上告理由及び上告受理申立て理由）

令和6年4月3日

最高裁判所 御中

上告人ら訴訟代理人弁護士 稲坂将成  
同 古賀礼子  
同 富田隼



上告理由書及び上告受理申立て理由書では次のような主張を行っていません。

第1 憲法第13条違反があること

1 本件第1審からの主張

子を養育する意思と能力を有する親が子を監護・養育する権利すなわち養育権が憲法13条の幸福追求権として憲法上保障されることを説明しました。本件訴状で主張した内容の一部や控訴審までの審理過程で証拠調べのなされた研究者の意見や証人尋問の意見にも触れています。

2 原審の判断

養育権の人権性に関する原審の判断を引用しています。

3 養育権は憲法13条の人権として保障されること

憲法の基本的な考え方を踏まえ、原審の述べた「外延」等の理由は養育権の人権性を否定する理由となり得ないことを指摘しています。プライバシー権等の人権保障の例との比較やハンセン病訴訟の熊本地裁平成

13年5月11日判時1748号30頁のような人権性判断の在り方の例も示し、原審が誤った枠組みを用いていることを説明しています。

また、上告人らが主張する親の養育権の人権性が認められた裁判例を複数指摘しています。特に、東京高等裁判所令和5年（ネ）第3026号損害賠償請求控訴事件の令和6年2月22日判決が親の子を養育監護等する自由は憲法13条により保障されると述べたことは重要であり、親の養育行為の人権性について本件原審と判断が完全に分かれています。本件においても最高裁判所の判断が必須であると訴えています。

その上で、本項目において、現行の単独親権制が親の養育権を侵害していることを述べています。侵害の構造については、訴状及びその後の審理の過程で主張したとおりですが、本書と合わせて提出する山口亮子教授の意見書でも現行の単独親権制が養育権侵害であることが分析的に説明されており、同意見書の引用もしています。

## 第2 憲法14条1項違反であること、

### 1 差別の存在

現行の単独親権制は、基本的人権又は人格的利益である親の養育権について、婚姻中の父母と非婚（法律婚以外）の父母を差別的に取り扱うもので、憲法14条1項の「差別」にあたりと主張しています。

### 2 原審の判断

原審も、上記差別的取扱いの存在は認め、憲法問題として論じています。

## 第3 侵害の合憲性

### 1 はじめに

以下で、憲法13条違反の問題及び憲法14条違反の問題に共通するものとして、単独親権制の違憲審査を述べています。

### 2 違憲審査の基準

親子の養育に関する制約には、厳格な違憲審査が妥当します。

この点について原審は、本件第1審の判断を一部読み替えて、親が子を養育する行為の重要性を多少後退させたかのようにみえますが、結局、第1審と同様、「子との親密な人的結合を通じた相互作用により、自らの究極的な価値観を吟味する契機ともなり得る」とするなど自己実現を含む人格的な価値を認めています。そうであるならば、これを制約する立法については厳格な違憲審査が妥当します。しかし、原審は、実質において、(以下に述べるような人権保障や平等原則と相容れないような)極めて緩い基準で現行法を正当化しており、自らの設定した制約される自由・利益の価値をないがしろにしています。

### 3 原審の行った違憲審査の内容

第1審を読み替えた原審の判断を引用しています。

### 4 現行法が不合理な人権侵害であること

単独親権制により人権制約の「目的」につき、原審が措定した立法目的は後付けであり、それ故同利益確保「機能」自体を欠いていたものであることを上告人らは主張してきました。実際に、現行法の立法時において積極的に子の利益のための単独親権制という議論など存在していないことを訴えています。

また、仮に原審が措定した立法目的が存在するとしても、法律婚の有無で親子の関係を一般化あるいは類型化するような理由が存在しないこと及びそもそも「一般」や「類型」による例外の者への権利制約は、人権保障、特に平等原則との関係で相容れないのであることを訴えています。

その他、現行法そのものの機能及び運用・実態から、結局、単独親権制は、適時・適切な決定による子の利益の確保どころか、子を紛争に巻き込みかつ子の奪い合いを招いており、目的と完全に逆行する法律であ

ることを説明しています。

第4 単独親権制を是正しない立法不作為は国賠法上違法であること。

少なくとも現在（事実審口頭弁論終結時）において、本件の養育権侵害及び平等原則違反について単独親権制を改正する立法措置をとることが必要不可欠であり、それが明白であるにもかかわらず、国会が正当な理由なく長期にわたってこれを怠っていると述べています。

第5 結語

以上の理由により、最高裁判所が本件について判断を示し、上告人らの救済を行うことを求めています。

以 上